

## 次期環境基本計画策定にあたっての視点

- 豊川市における良好な環境、持続可能な社会は、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに、考え・行動することで、守られ・創られていく必要があることから、現行計画では「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～」を将来像として掲げ、次世代に誇りを持って引き継げるまちの形成を目指してきました。
- 国では、平成 30 年 4 月 17 日に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。国が直面している、温室効果ガスの大幅排出削減や生物多様性の保全といった環境の課題、地域経済の疲弊や AI・IoT 等の技術革新への対応といった経済の課題、少子高齢化・人口減少や大規模災害への備えといった社会の課題は相互に関連し、複雑化しています。こうした環境・経済・社会の課題に対して、環境政策によって環境問題を解決すると同時に、社会経済のイノベーションを創出し、経済・社会の課題をも解決するような、考え方の大きな転換（パラダイムシフト）が求められています。
- 豊川市においても、持続可能な社会を描いた「環境行動都市 とよかわ」の実現に向けて、環境の課題だけでなく、経済・社会の課題をも同時解決するような環境政策に転換していく必要があります。

### 1. 次期環境基本計画策定の基本姿勢について

#### 視点① 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画づくり

- 2015 年 9 月の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。
- SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すという特徴を持っています。
- 前段でも示した相互に関連している環境・経済・社会の課題の同時解決、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画づくりに取り組むことが重要です。



## 視点② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との統合

- 豊川市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、豊川市の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等を行うための施策をとりまとめた「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成 27 年 3 月に策定しています。
- 計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた義務的記載事項を含む具体的な取組について、「豊川市環境基本計画」における環境目標を共有する考え方で対策・施策を推進しています。
- このように環境基本計画と地球温暖化対策実行計画は個別に計画策定されているものの、取組の推進や計画の評価は同一であるため、地球温暖化対策実行計画は計画期間を平成 32（2020）年度までとしています。が、次期環境基本計画の策定と併せて改訂し、統合することにより、より効果的・効率的な計画推進、進行管理を目指すこととします。

## 2. 豊川市が目指す姿の設定にあたって

### 視点③ 将来像の継承と市民意識調査等を踏まえた環境像の見直し

- 豊川市環境基本条例では、次のような基本理念が示されています。

#### （基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

- 基本理念に基づき設定されている将来像「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくらう～」については、環境行政の究極目標である持続可能な社会の実現に向けた、長期的かつ普遍的なテーマであることから、次期環境基本計画においても基本的には継承していくことが望ましいと考えています。
- 一方で、将来像を分野毎に具体化した環境像については、各分野において、国や愛知県、豊川市の上位・関連計画の策定・改定が行われるなど、それぞれの環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、基本理念や将来像、環境の現況等を十分に踏まえ、必要に応じて見直しを図ることが重要です。
- また、市民の環境基本計画に対する認知度が低いという市民等意識調査の結果を踏まえ、市の環境政策への理解を深め、市民一人ひとりが環境に関する取組の当事者、担い手であるという自覚を促すため、特に、次代を担う子どもたちの意見を踏まえ、将来像のサブタイトル（次世代に誇れるまちをつくらう）を再設定することも効果的であると考えます。

#### 視点④ 環境像・環境目標の実現を評価する環境指標の検討

- 現行計画では、環境目標毎に環境指標と目標値が設定されており、環境指標には、どれくらいの施策・事業を行ったかを測る「アウトプット指標」だけでなく、どれくらいの成果が上がったかを測る「アウトカム指標」も設定されています。
- 次期環境基本計画においても、環境像あるいは環境目標に対して、その実現状況を適切・適当に評価できる「アウトカム指標」を設定することが重要です。

### 3. 環境施策及び重点施策の設定にあたって

#### 視点⑤ 環境政策の根幹となる取組の着実な推進

- 環境政策は、公害問題から始まり、気候変動問題、廃棄物問題、生物多様性問題などへと広がりを見せ、それらへの対策として各分野における政府の個別計画が策定され、対策が進められています。その一方で、まだ取組が十分でない点もあり、引き続き、各分野の対策を着実に推進するとともに、対応が不十分な点については対策を強化する必要があります。
- 豊川市においても、「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「豊川市緑の基本計画」、「豊川市一般廃棄物処理基本計画」など、分野別の個別計画に基づき、環境政策が進められています。こうした分野別の取組は、環境政策の根幹を成すものであり、環境政策の最上位計画である「豊川市環境基本計画」において、ゆるぎなく着実に推進していく必要があります。

#### 視点⑥ 「緩和」「適応」両輪による地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策には、温室効果ガス排出量の削減や、省エネルギーなどの低炭素社会の実現に向けた取組を進めることで、地球温暖化の進行を抑制しようとする「緩和策」と、地球温暖化による気候変動がもたらす悪影響への備えや被害を軽減するための取組、新しい気候条件を利用する取組といった「適応策」があります。
- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2014年にとりまとめた「第5次評価報告書統合報告書」において、今後どのような温室効果ガス排出の「緩和策」が取られたとしても気温は上昇すると予測されており、予測される気候変動による悪影響を軽減するための「適応策」が必要であるとされています。



##### 「適応策」の例

- ・農作物の高温に強い品種への改良や作付け時期の調整
- ・ハザードマップ等の確認
- ・こまめな水分補給等による熱中症対策など

- 豊川市では、環境指標に位置付けている市域からの温室効果ガス排出量（全体及び民生家庭部門）について、着実に削減されているものの目標値には達成していません。また、民生業務部門では増加傾向にあり、運輸部門においては減少から増加に転じてしまっています。日常生活に起因する温室効果ガス排出量の削減、製品・サービスの提供にあたってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に向けて、「緩和策」の更なる推進が必要です。
- 「適応策」については、平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されています。同法では、地方公共団体の責務として「その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進」が定められています。「豊川市環境基本計画」と「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合して策定するにあたり、豊川市における「適応策」の考え方を示し、「緩和」「適応」両輪による地球温暖化対策を推進することが重要です。

## 視点⑦ 分野横断、広域連携等による重点プロジェクトの設定

- 現行計画では、5つの環境像で展開されている施策のうち、特に課題の重要性が高く、重点的に取り組むべき施策を重点施策として位置付け、推進していくこととしています。
- 「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしています。
- 次期環境基本計画においては、こうした考え方を踏まえ、相互に関連している環境・経済・社会の課題の同時解決、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、分野横断的な重点プロジェクトを設定することが重要です。
- また、国や愛知県、周辺自治体等との連携による、広域的な視点を持った取組の推進も重要です。

## 4. 環境基本計画の認知度・理解度の向上に向けて

### 視点⑧ 環境問題を「自分のこと」として捉える場や機会の提供

- 将来像である「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～」の実現にあたっては、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに、考え・行動することで、良好な環境、持続可能な社会を守り・創造していく必要があります。
- こうした中、市民等意識調査において、豊川市環境基本計画について「知らない」という回答が市民で約7割、事業者で約6割という結果でした。市の取組だけでなく、市民や事業者の役割についても記載している計画の認知度を高めることは、意識や行動を転換していく上で非常に重要です。
- 同様に市民等意識調査において、市民が現在は実行していないものの、今後実行したいと回答した環境保全の取組として、自然とふれあう活動、環境教育・環境学習の活動、環境に関する取組の情報収集などがあります。また、環境保全の取組をより積極的に行うために必要なこととして、取組による効果やメリットという意見のほか、楽しみながら取り組むこと、みんなで取り組むことという回答割合が高くなっています。
- こうしたことを踏まえ、豊川市環境基本計画の周知・啓発により、環境にやさしい行動を促すとともに、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進、様々な主体による環境教育・環境学習の推進、連携・パートナーシップの構築、ネットワークづくり、環境教育等の推進に向けた環境調査結果や各種環境情報の一元的な提供など、環境問題を「自分のこと」として捉える場や機会の提供が重要です。